

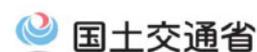
# 建築物におけるアスベスト対策の状況等について

## 国土交通省住宅局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 主な法令におけるアスベスト含有建材の位置付け・名称



	石綿含有吹付け材 【レベル1相当】	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 【レベル2相当】	その他の石綿含有建材 (成形板など) 【レベル3相当】
建築基準法 (所管:国土交通省)	吹付け材の内、下記の2種類を規定 ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール		
大気汚染防止法 (所管:環境省)	特定建築材料	特定建築材料	特定建築材料
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管:厚生労働省)	石綿等	石綿等	石綿等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (所管:環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)

- 建築物へのアスベスト使用については、労働安全衛生法及び業界自主規制等により、順次廃止。
- 平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止する対象が、アスベスト及びアスベストを0.1重量%超含む製品にまで拡大。
- 平成18年に建築基準法においても、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去等の対策を促進するため、
  - ①新築時の吹付けアスベスト等の使用を禁止。
  - ②既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替時に吹付けアスベスト等の除去等の対策を行うことを義務付け。
- 対策の種類は、除去、封じ込め及び囲い込みのいずれか。  
ただし、封じ込め及び囲い込みの措置は、床面積の1/2を超えない増改築及び大規模修繕・模様替の既存部分に限る。

### <封じ込め>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法



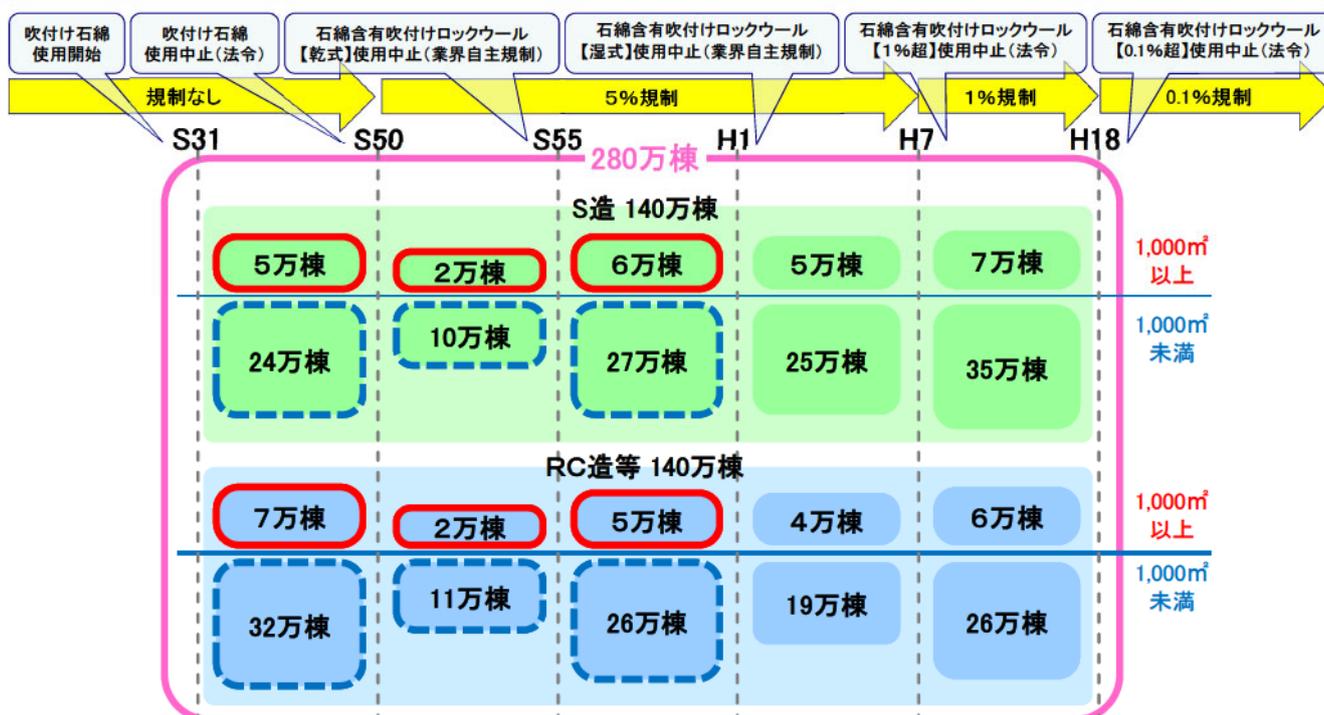
### <囲い込み>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法



## 吹付けアスベスト等が使用された可能性のある民間建築物(推計)

- 平成18年に建築基準法上使用が規制されるまでに、吹付けアスベスト等が使用された可能性のある民間建築物は約280万棟
- そのうち、業界が使用を自主規制をした平成元年以前に建てられた建築物は約157万棟
- そのうち、比較的多数の者の利用する規模として、1,000㎡以上の大規模建築物(約27万棟)を優先して調査を実施



調査対象となる民間建築物は国内に約280万棟  
 →優先すべきは平成元年以前の約157万棟  
 {うち、既に把握している大規模建築物は約27万棟  
 {うち、今後把握すべき小規模建築物は約130万棟

●対象建築物

・昭和31年頃から平成元年まで\*に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね延べ面積1,000㎡以上)

\*平成元年に建材メーカー業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止

●調査建材

・吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

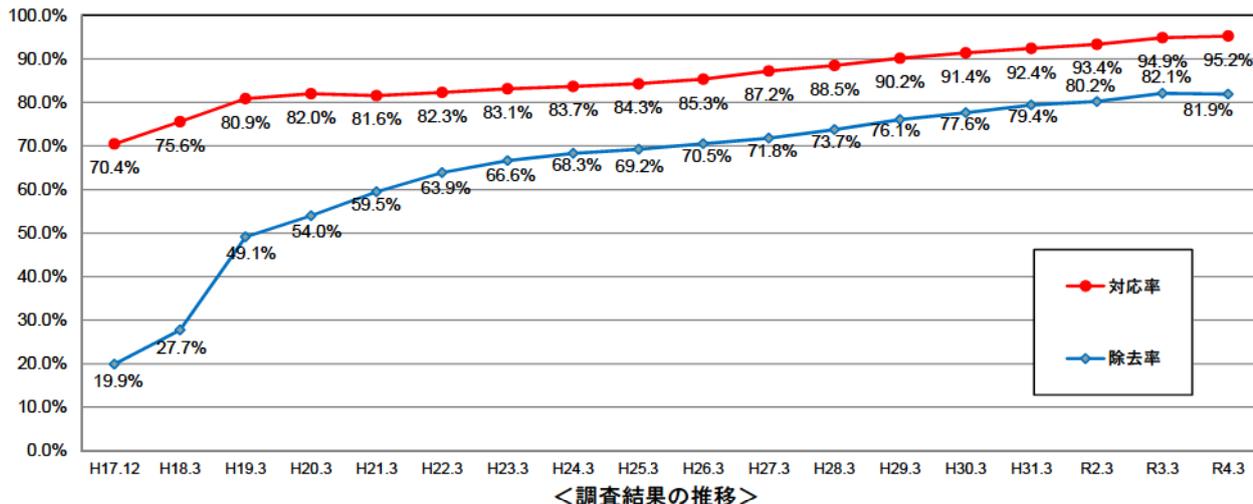
●調査結果(R4.3.7時点)

・調査対象:約26.2万棟 →うち対応済※1:約24.9万棟(対応率95.2%)

・調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物:約1.51万棟 →うち除去済※2:約1.29万棟

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹き付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの(予定を含む)」

※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの(予定を含む)」



4

住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)

社会資本整備総合交付金等による支援

※民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

アスベスト改修のイメージ▶



(1) アスベスト含有調査等

【対象建築物】吹付けアスベスト等(※1)が施工されているおそれのある住宅・建築物で、以下に該当するもの。

- ①民間建築物(アスベスト対策に係るデータベースに記載されたもの)
- ②市区町村所有建築物(平成29年度までに市区町村が作成したアスベスト含有調査等に関する計画に記載されたものであって、アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するもの)

【交付内容】吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用

【国費率】10/10(限度額:原則25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)

【実施要件】建築物石綿含有建材調査者(※2)が調査を実施するもの

- 【事業期限】①民間建築物:令和7年度末までを着手期限とする。
- ②市区町村所有建築物:令和5年度末までを着手期限とする。(都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了)

(2) アスベスト除去等

【対象建築物】吹付けアスベスト等(※1)が施工されている住宅・建築物で、以下に該当するもの。((1)アスベスト含有調査等の対象建築物に限らない)

- ①民間建築物
- ②市区町村所有建築物(アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するもの)

【交付内容】所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(※3)

【国費率】・地方公共団体が実施する場合:1/3以内

・民間事業者が実施する場合:地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)

【実施要件】石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に建築物石綿含有建材調査者(※2)を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施するもの

- 【事業期限】①民間建築物:令和7年度末までを着手期限とする。
- ②市区町村所有建築物:令和5年度末までを着手期限とする。(都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了)

(※1)吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール

(※2)建築物石綿含有建材調査者(建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号))

アスベストに関する知識を有し、建築物の調査に関する実務に精通しているアスベスト調査の専門家

(※3)住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除却に要する費用相当分とする

5

- 平成31年3月の社会資本整備審議会アスベスト対策部会(第9回)において、
- 特定行政庁における小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備及び実態把握のさらなる推進と、住宅・建築物アスベスト改修事業の活用や衛生上有害な建築物に対する指導・勧告等を通じた除去等の対策の推進
  - こうした台帳整備や実態把握を充実したものとするための周知徹底や、建築物石綿含有建材調査者などの活用促進
- について、取組みを進めることが必要である旨が提言されているところ。

上記提言を踏まえ、**地方公共団体に対し、以下の対応等を求める通知**を発出。【R1.5.7国住指第1号】

① アスベスト調査台帳の整備の徹底及び調査・除去等の対策の推進

- ・ 引き続き、アスベスト調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、調査台帳に掲載された建築物について、一層の調査・除去等の対策を推進すること。
- ・ 建築物の所有者等に対し、アスベストの除去等に向け、指導や助言を実施し、対応が進まない場合には勧告や命令を行うなど、段階的かつ柔軟な取組みを行うこと。

② 重点的な周知の徹底及び調査者の活用促進

- ・ 関係業界団体と連携した周知徹底について、継続的な取組みを行うこと。
- ・ アスベスト台帳整備や実態把握を進めていくにあたり、国土交通省で育成に取り組んでいる「建築物石綿含有建材調査者」の積極的な活用を検討すること。

建築物石綿含有建材調査者制度等(厚労省・環境省・国交省共管)

- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚労省・環境省・国交省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を発展。)
- 建築物石綿含有建材調査者に係る講習のほか、一戸建て等石綿含有建材調査者(※)、工作物石綿事前調査者に係る講習を整備。

講習の登録制度

(※2) 一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や、店舗併用住宅は、含まれない。

厚生労働省(※1) 国土交通省 環境省		①講習の登録の申請	講習実施機関	③講習の実施	受講者
		②講習の登録		④修了証明書の交付	
赤字：新設(R5.3より)					
講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者講習	一般建築物石綿含有建材調査者講習	一戸建て等(※2)石綿含有建材調査者講習	工作物石綿事前調査者講習	
講習の方法等	講義(11時間)、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義(11時間)及び筆記試験	講義(7時間)及び筆記試験	講義(11時間)及び筆記試験	
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	
修了者の位置づけ	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者	
講習において対象とする石綿含有建材	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者	工作物石綿事前調査者	
講習の対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) 建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て住宅等に係る全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) 建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定	特定工作物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む)及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料 工作物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定	
受講免除等	工作物石綿事前調査者等については、基礎知識1, 2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる(※4)			建築物石綿含有建材調査者等については、基礎知識1, 2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる(※4)	

(※1) 登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

(※3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)

(※4) 当該講習の受講者についても受講の免除の対象となる。ただし、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限ること。

# 石綿(アスベスト)含有建材データベースに係る取り組み

- 建築物に使用されている建材のアスベスト含有状況の把握を目的に、国土交通省と経済産業省が整備し、平成18年12月より公開。
- 過去に製造されたアスベスト含有建材について、商品名、型番・品番、形状・外観、想定される使用方法、製造時・現在のメーカー、製造期間、相談窓口等について掲載。(令和5年6月現在、約2100種類の建材を掲載)
- 関係業界団体や建材メーカー等のデータを元に、建材メーカー等に確認いただき、石綿含有建材として把握し、情報を有している建材について整備(関係業界団体や建材メーカーからの依頼等に基づき新たに情報が得られた場合は順次更新)。

1件~20件 (全2,133件)

ホームへ戻る

全件表示

商品名	建材名 (一般名)	型番・品番	製造時のメーカー	製造期間	含有率	種類	不燃材料認定	*注	個別情報
カボスタック	煙突用石綿断熱材	T/# 6480	日本アスベスト(株)	1964~1977	70~80	茶石棉			個別情報
コンバインボード	煙突用石綿断熱材	T/# 6495	日本アスベスト(株)、ニチアス(株)	1981~1991	10~30	茶石棉			個別情報
ニューカボスタック (断熱層部+ライナー部)	煙突用石綿断熱材	T/# 6490	日本アスベスト(株)、ニチアス(株)	1977~1987	80~90	白石綿、茶石棉			個別情報
ハイスタック (角型)	煙突用石綿断熱材		(株)大阪パッキング製造所、日本インシュレーション(株)	1978~1990	4.3~8.4	茶石棉、白石綿	不燃 No.106 1		個別情報
ハイスタック (丸型)	煙突用石綿断熱材		(株)大阪パッキング製造所	1978~1984	7	茶石棉			個別情報
		4510	日本アスベスト(株)、ニチアス(株)	1970~1983	90				個別情報
		4510	日本アスベスト(株)、ニチアス(株)	1970~1983	90				個別情報
	屋根用折板石綿断		日本アスベスト						

建材名をクリックすると、建材の特徴(性質、寸法、形状、含有建材の特徴、主な施工部位、使われ方等)を表示。

個別情報をクリックすると、個別情報(製造時のメーカー名、現在のメーカー名、製造時期等)を表示。

# 石綿(アスベスト)含有建材データベースの拡充に係る取り組み

- ①データベース検索結果一覧のPDF化・印刷機能の追加
- ②あいまい検索機能の強化 (キーワード変換処理機能の実装) 等の機能拡充を順次実施。

## <①PDF化・印刷機能の追加>

PDF化した日付を表示

作成日: 2022年09月10日

国土交通省 経済産業省

石綿(アスベスト)含有建材データベース 検索結果

貴方が入力した内容に基づきデータベースで検索した結果は下記のとおりです。  
※このデータベースは、登録されている建材情報の収集方法等について、十分に理解いただいた上でご利用下さい。  
詳しくは、データベースの最初のページ(メニュー画面)の「ご利用にあたって」をご覧ください。

検索条件

フリーワード:  
フリーワードの対象: 建材名 (一般名)、商品名、製造時メーカー名、現在メーカー名、型番・品番  
施工年・改修年: 指定なし  
建材名 (一般名):  
施工部分・使われ方 (外装材):  
施工部分・使われ方 (内装材):  
施工部分・使われ方 (耐火建築材):  
施工部分・使われ方 (設備):  
施工部分・使われ方 (その他):  
施工部分・使われ方 (使われ方):  
不燃材料等認定番号: No.  
削除済みデータ: 含めず検索する

検索結果

商品名	建材名 (一般名)	型番・品番	製造時のメーカー	製造期間	含有率	種類	不燃材料認定	*
プロベスト	吹付け石棉		朝日石綿工業(株)	1942~1971	60~70	白石綿、青石棉、茶石棉		
サーモテックスA	吹付け石棉		内外アスベスト(株)	1969~1978	60~70	白石綿、茶石棉		
トムレックス	吹付け石棉	T/# 5500	日本アスベスト(株)	1956~1974	60~70	白石綿、茶石棉		

## <②あいまい検索機能の強化>

(あいまい検索のイメージ)

建材を検索する

検索についての注意

複数の単語を入力する場合は、スペース (空白文字) で区切ってください。

GB

①「GB」と入力

検索する

建材名 (一般名) 商品名 製造時メーカー名 現在メーカー名 型番・品番

詳細条件を指定する

検索結果商品名一覧

②「せっこうボード」の結果を表示

1件~20件 (全30件)

ホームへ戻る 印刷

商品名	建材名 (一般名)	型番・品番	製造時のメーカー	製造期間	含有率	種類	不燃材料認定	*注
エースボード	石綿含有せっこうボード		千代田建材工業(株)	1971~1979	1.5	白石綿	不燃 No.1013	
エースボード	石綿含有せっこうボード		千代田建材工業(株)	1979~1986	1.5	白石綿	不燃 No.1004	
不燃シルク	石綿含有		千代田建材工業(株)	1971~	1.5	白石綿	不燃	

## <今後の展望>

- ⇒改正石綿則・大防法の施行も踏まえたレベル2・3建材に関する掲載情報の充実化
- ・一戸建て住宅等の改修・解体件数の増加を見据えた掲載情報の充実化 等を検討。